

ただいまから令和8年第1回世田谷区議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第79条の規定により、20番和田秀俊議員 29番青空こうじ議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日から5月20日までの7日間とすることにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

次に、出席説明員に異動がありましたのでご報告いたします。

お手元の出席説明員一覧表の通りであります。

ご了承願います。

次に、区長から招集の挨拶の申し出があります。

保坂区長令和8年第1回世田谷区議会臨時会の開催にあたりまして区議会議員並びに区民の皆様にご挨拶を申し上げます。

2月28日、アメリカおよびイスラエルによるイランへの攻撃に至ら発した湾岸諸国をも巻き込む軍事的緊張が中東地域全体に広がっています。

加えてロシアによるウクライナ侵攻も依然として終結の兆しを見せおらず、国際社会は不安定な状況が続いています。

とりわけホルムズ海峡におけるイランとアメリカによる事実上の20房は、エネルギーの基盤である原油を始めとする資源の供給を大きく制約しており、1日も早い外交努力による平和的解決を強く願わずにはられません。

世田谷区は区民の生命と暮らしを守る、基礎自治体としての責任をいかなる状況においても果たして果たし続けなければなりません。

中東情勢を背景とする資源危機が深刻化すれば、その輸入に大きく依存してきた日本社会全体が大きな影響を受けます。

エネルギー価格の高騰や物価上昇を通して、その影響は私達の日常生活に直接及ぶこととなります。

こうした認識のもと、5月1日に区として営業把握と情報共有を図るため、全部長構成員とする対策準備会を設置いたしました。

まずは全庁的な調査を実施し区民生活への影響を的確に把握した上で、今後の具体的な取り組みに繋げてまいります。

こうした2失礼しました。

次に区における。

DX推進についてです。

令和4年に区議会の同意をいただき、民間出身の松村克彦氏を、利益集積専任の副長とし

て登用し、区が直面する喫緊のか課題解決に取り組んでももらいました。

区は、リデザイン茶多賀谷大キーワードに、行政サービス、参加と協働、区役所組織の3領域でデータトランスフォーメーションを本格的に推進し、本年3月には最新のDX推進方針バージョン2.1および世田谷DXロードマップを公表いたしました。

行政サービス領域では、各種手続きの相談のオンライン化、キャッシュレス化を拡大しました。

また、オンライン手続きのを一覧や利用状況を公表し、データに基づく見える化を進めることで、区民が必要なときに必要なサービスにアクセスしやすい環境が着実に整備されたと認識しております。

区役所内部では所職員の働き方改革とデジタル活用が大きく前進しました。

チーム須藤のコミュニケーションツールを活用した情報共有の推進、段階的なリモートワーク導入など、業務効率化と職員のマインドセット大変革を後押しする取り組みを施工と改善を重ねながら着実に進めております。

さらに昨年度には、職員向けイベント世田谷DXF歩2025を開催し、最先端AI技術の紹介業務改善事例の共有ツールのハンズオン体験など職員の意識改革と横断的な知見共有の場として大きな成果が得られました。

参加と協働を充実させるためにこれまで進めてきたDXの成果を着実に積み上げながら、今後もデジタル技術を積極的に活用し行政サービスの質の向上と組織運営の改革を一層進めてまいります。

最後に、本臨時会にご提案申し上げます案件は世田谷区民健康村中のヴィレッジ他1施設へ改修工事令和8年度請負契約など議案5件専決案件、報告7件でございます。

何とぞ慎重にご審議の上、速やかにご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で区長の挨拶は終わりました。

次に、事務局次長2、諸般の報告をさせます。

報告第20号から報告第22号まで議会の委任による専決処分の報告、報告第23号および報告第24号令和8年1月分、2月分例月出納検査の結果について、報告第25号令和7年度財政援助団体等監査の結果について報告第26号令和7年度工事監査の結果について以上で、諸般の報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第4に至る4件を一括上程いたします。

日程第1議案第38号世田谷区民健康村中のヴィレッジ他1施設改修工事、令和8年度請負契約、日程第2議案第39号世田谷区民健康村中のヴィレッジ他1施設改修電気設備工事、令和8年度請負契約日程第3、専決第1号専決処分の承認、世田谷区、世田谷区特別組区税条例等の一部を改正する条例、日程第4、専決第2号専決処分の承認、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する

条例の一部を改正する条例本 4 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 38 号および議案第 39 号専決第 1 号および専決第 2 号の 4 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 38 号世田谷区民健康村中のヴィレッジ他 1 施設改修工事、令和 8 年度請負契約議案第 39 号世田谷区民健康村中野美怜司他 1 施設改修電気設備工事、令和 8 年度請負契約の 2 件につきましてご説明申し上げます。

本 2 件は、公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な予防保全工事を行うものであります。

本 2 件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づきまして、一般競争入札により実施いたしました。

その結果、議案第 38 号は、沼田土建株式会社東京支社が落札し、同社と 1 億 7600 万円で契約しようとするものであります。

議案第 39 号は、刀根電気工事株式会社が落札し、同社と 2 億 2880 万円で契約しようとするものであります。

本 2 件の契約の締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および世田谷区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、専決第 1 号専決処分の承認、世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例専決第 2 号専決処分の承認、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車税に等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の 2 件につきましてご説明いたします。

本 2 件は地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、特に緊急を要するため、区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いました。

したがって、同条第 3 項の規定に基づき、本議会にご報告申し上げるとともに、ご承認賜りたくご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 38 号および議案第 39 号専決第 1 号および専決第 2 号の 4 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 4 件を企画総務委員会に付託いたします。

次に、日程第 5 および第 6 の 2 件を一括上程いたします。

日程第 5 議案第 40 号世田谷区発達障害相談療育センター条例の一部を改正する条例、日程第 6 議案第 41 号世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長議案第失礼しましたただいま上程になりました議案第 40 号世田谷区発達障害相談療育センター条例の一部を改正する条例議案第 41 号世田谷区立知的障害者生活寮条例の

一部を改正する条例の2件につきましてご説明いたします。

本2件は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本2件を福祉保健委員会に付託いたします。

次に、日程第7を上程いたします。

日程第7議案第42号世田谷区建築建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例本件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第42号世田谷区、建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本県の都市整備委員会に付託いたします。

次に、日程第8号を上程いたします。

日程第8、専決第3号専決処分の承認、世田谷区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例本件に関し、提案理由の説明を求めます。

松村副区長ただいま上程になりました専決第3号専決処分の承認、世田谷区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、世田谷区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため、区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いました。

したがって、同条第3項の規定に基づき、本議会にご報告申し上げるとともに、ご承認賜りたくご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本件をDX地域行政公共施設整備等推進特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

なしご異議なしと認めます。

よって本件は、DX地域行政公共施設整備等推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。